風を高めることに努力す。

（二）方法

(1) 組合單位で一ケ月一回以上開催し、[illegible]説明時間と討議研究時間を[illegible]

(2) 討議研究の結果を地方評議會[illegible]に報告すること

(3) 研究問題は適當な人の説明に依る場合は、出来得る限り研究問題の要点を予め印刷し各支部に配布して置くこと。

第四項　特別研究會

（一）特別研究會に於ては、(1)勞働階級の部分的並に一般的闘爭の意義及戦術又は闘爭を決定的闘爭に高める戦略、決定的闘爭に於ける戦術。(2)地方評議會の一般政策 (3)勞働組合事務に関する問題 (4)其他各組合に於いて研究せる問題等を討議研究す。

（二）方法　地方評議會が主催となり毎月一回以上開催す。

其他は大体に於いて組合の研究會と同じ。

爭議解決報告

—池田ゴム株式会社爭議は爭議団の勝利に帰す—

池田ゴム株式會社爭議團の結束愈々固たく、一人の裏切者も無く三十日會社の回答を待つた。此の日國粋会岡山支部代表者岡田五三郎氏調停に立ち種々折衝を遂げたる結果、六月一日夕方に至り、爭議団側の要求の大半が受聴された。

一、最低賃銀（隔日従業）男工三拾圓女工拾七圓五拾錢
（前回[illegible]勝手の中に單に五拾圓としてありしは[illegible]男工五拾錢廿[illegible]七円五十[illegible]年の誤り）

二、前借金　男工拾圓　女工五圓（毎月）
但し以上一割多くする[illegible]

三、解雇手當制定（日給の標準額は[illegible]日數の最高額の日収にて計算する）
一ケ年未満　三十二日分　一ケ年以上一ケ年毎を増す毎